

令和 2 年 1 2 月 前 期 定 例 会 議 事 録

- ・開催日時 令和 2 年 12 月 11 日（金曜日） 12 時 55 分～14 時 58 分
- ・開催場所 人事委員会室
- ・出席者（委員）松尾委員 内田委員
（事務局）稲富事務局長 角田副事務局長 森岡人事主幹
鶴澤係長 古賀係長 江口係長 萩原主事

当日の案件は、会議を開かなければ公務の運営に著しい支障が認められることから、地方公務員法第 11 条第 2 項の規定により、委員 2 名の出席で会議を開催した。

議事事項

1 令和 2 年 1 1 月 後 期 定 例 会 議 事 録 について

佐賀県人事委員会議事規則第 7 条第 2 項の規定に基づき、前回定例会の議事録について、承認することを決定した。

2 佐賀県職員特殊勤務手当支給規則の一部改正について

改正内容について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

【説明】

1 改正の理由

佐賀県職員特殊勤務手当支給条例の一部改正（ ）に伴い、児童相談所に勤務する児童福祉司又は保健師の職にある職員に係る社会福祉業務手当について改正を行う等のため。

改正条例（案）は令和 2 年 11 月定例県議会に提案中

2 改正内容

- （ 1 ）社会福祉業務手当の額について、児童相談所に勤務する児童福祉司又は保健師の職にある職員が、児童福祉法又は児童虐待の防止等に関する法律に基づく相談業務等に従事する場合は、950円とすることとした。（第 5 条関係）
- （ 2 ）新型コロナウイルス感染症に係る防疫等作業手当の特例について、新たな作業を追加することとした。（附則第 7 項関係）

3 施行期日

公布の日（ 2（ 2 ）については、令和 2 年 2 月 1 日から適用）

3 給料の調整額に関する規則の一部改正について

改正内容について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

【説明】

1 改正の理由

総合福祉センターにおいて心理判定の業務に従事する職員（児童相談所に勤務する職員に限る。）について、調整額の見直しを行うため。

2 改正の内容

総合福祉センターにおいて心理判定の業務に従事する職員（児童相談所に勤務する職員に限る。）の調整数を2とすることとした。（別表第1関係）

3 施行期日

公布の日から施行

4 職員の給与等に関する報告及び勧告について

職員の給与等に関する報告案及び勧告案について審議した。

報告事項

1 職員の給与等に関する報告及び勧告に対する職員団体からの要請について（高教組、県職労・佐教組）

佐賀県高等学校教職員組合から提出された「2020年秋季追加要請書」並びに佐賀県職員労働組合及び佐賀県教職員組合の連名で提出された「人事委員会勧告に向けた要求書」について、その内容を事務局から報告した。

その他

1 行事予定について